

川口市選管告示第39号

令和5年4月23日執行の川口市議会議員一般選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。以下第4号において同じ。)に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりである。

令和5年4月16日

川口市選挙管理委員会
委員長 岩澤 勝徳

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の額
 - ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料 (食事料2食分を含む。)1夜につき 12,000円
 - オ 弁当料 1食につき 1,000円、1日につき 3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき 500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号ア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき 10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき 10,000円
 - イ 選挙運動のために使用する車上運動員 1日につき 15,000円
 - ウ 手話通訳のために使用する者 1日につき 15,000円
 - エ 要約筆記のために使用する者 1日につき 15,000円